

令和 6 年 1 2 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 4 8 号	令和 6 年度珠洲市一般会計補正予算（第 7 号）	
議案第 4 9 号	令和 6 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 5 0 号	令和 6 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	
議案第 5 1 号	令和 6 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 5 2 号	令和 6 年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計補正予算（第 2 号）	
議案第 5 3 号	令和 6 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 3 号）	
議案第 5 4 号	令和 6 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）	
議案第 5 5 号	令和 6 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	
議案第 5 6 号	珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について	----- 1
議案第 5 7 号	珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例について	----- 6
議案第 5 8 号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 について	----- 8
議案第 5 9 号	珠洲市職員退職手当条例の一部を改正する条例について	----- 1 1

議案第 56 号

珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について

珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員をいう。以下同じ。）にあっては、これに相当する承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用す

ることができる。

- (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認
 - (2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年珠洲市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第15条の規定による介護休暇の承認
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認
- （任期の特例）

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。
 - (2) 珠洲市復興計画に基づき令和11年度までに期間を限定して実施する復興業務に従事させる場合
- （任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、別表に定める給料表を適用する。

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する職務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年珠洲市条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条から第10条の2まで及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
- 5 特定任期付職員に対する給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第19条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「占める職員」とあるのは「占める職員及び珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年珠洲市条例第●号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「管理職

員等」という。) 」と、同条第2項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年珠洲市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給、昇格及び昇給の基準)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年珠洲市条例第●号)第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、同条例第3条の規定により任期を定めて採用された職員の給料月額に、勤務時間等条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第2項第2号及び第14条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第22条の2に次の1項を加える。

2 第9条から第10条の2までの規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年珠洲市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び退職手当」を「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第14条の2 特定任期付職員業績手当は、珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年珠洲市条例第●号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

第 19 条の次に次の 1 条を加える。

(特定任期付職員についての適用除外)

第 20 条 第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条第 2 項、第 11 条及び第 14 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

4 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年珠洲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 珠洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 6 年珠洲市条例第●号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年珠洲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「第 18 条第 1 項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条」を、「職員」の次に「（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」を加える。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 4 条第 2 項中「、定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項ただし書中「及び定年前再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「及び定年前再任用短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

別表（第 7 条関係）

号給	給料月額
1	380,000 円
2	427,000 円
3	477,000 円
4	539,000 円
5	615,000 円

提案理由

本市の復興に向けて必要な人材を確保するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、所要の整備を図るもの。

議案第 57 号

珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例（昭和 62 年珠洲市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項の表病院の項中「精神科」の次に「、歯科口腔外科」を加え、「156 床」を「108 床」に改める。

別表文書料の項を次のように改める。

文書料	1 一般診断書		
	(1) 病院の書式によるもの	日本語書式	1 通につき 1,650 円
		外国語書式	1 通につき 4,400 円
	(2) その他の書式によるもの		1 通につき 2,200 円
	2 健康診断書		
	(1) 就職・入学時等の健康診断書		1 通につき 2,200 円
	(2) 各種免許申請時の健康証明診断書		1 通につき 2,200 円
	3 死亡診断書		1 通につき 5,500 円
	4 死体検案書		1 通につき 11,000 円
	5 生命保険の診断書及び証明書等		

	(1) 一般的なもの		1 通につき	5, 500 円
	(2) 経過その他の詳細な項目のあるもの		1 通につき	11, 000 円
	6 租税の減免・控除のための証明書等		1 通につき	1, 100 円
	7 児童生徒の学校等提出証明書		1 通につき	550 円
	8 指定難病臨床調査個人票		1 通につき	3, 300 円
	9 身体障害者の資格決定診断書		1 通につき	5, 500 円
	10 精神障害者の資格決定診断書		1 通につき	11, 000 円
	11 各種年金の障害認定診断書		1 通につき	11, 000 円
	12 自立支援医療の支給認定に要する 意見書及び診断書			
	(1) 更生医療用(継続して受ける場合は無料)		1 通につき	5, 500 円
	(2) 精神科通院医療用		1 通につき	2, 200 円
	13 診療費の納入に係る証明書		1 通につき	330 円
	14 上記以外の診断書及び証明書	診断書	1 通につき	5, 500 円
		証明書	1 通につき	2, 200 円

別表特別施設使用料の項中「、262」、「、258、260、263、270、
271、272、273」及び「、251、252」を削る。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

提案理由 令和6年能登半島地震の影響を鑑み、一般病床を削減し、歯科口腔
外科を開設するほか、文書料を見直すため、所要となる規定を改正す
るもの。

議案第 58 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 3 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年珠洲市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「	1 級	管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務
	2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務
	3 級	1 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 2 相当困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務

」を

「	1 級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下この表において「医療技術者等」という。）の職務	
	2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う医療技術者等の職務	
	3 級	1 困難な業務を行う薬剤師又は獣医師の職務 2 相当困難な業務を行う医療技術者等の職務	」に

改める。

（珠洲市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第 2 条 珠洲市職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年珠洲市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「医師」の次に「及び歯科医師」を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第 3 条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 3 2 年珠洲市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「従事した医師」の次に「若しくは歯科医師」を、「従事する医師」の次に「、歯科医師」を加え、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(8) 歯科管理手当 入院患者の歯科に係る診療報酬を算定した場合に 1 件につき 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を支給する（入院中の外来受診を除く。）。

（珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第 4 条 珠洲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年珠洲市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表（2）医療職給料表（2）等級別基準職務表 1 級の項中「又は言語聴覚士」を「、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士（以下この表において「医療技術者等」という。）」に改め、同表 2 級の項中「管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」を「医療技術者等」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

珠洲市総合病院における歯科口腔外科の開設に伴い、歯科衛生士及び歯科技工士における標準的な職務の内容を規定し、歯科医師に係る特殊勤務手当を新たに設けるほか、所要となる規定を改正するもの。

議案第 59 号

珠洲市職員退職手当条例の一部を改正する条例について

珠洲市職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市職員退職手当条例の一部を改正する条例

珠洲市職員退職手当条例（昭和 38 年珠洲市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 11 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に、「第 56 条の 2」を「第 56 条の 3」に改め、同条第 14 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したもののみなされる日数に相当する」に改め、各号を削る。

附則第 9 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 10 項中「第 35 条」を「第 35 条の 2」に改める。

附則第 12 項中「令和 7 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第 9 項及び第 10 項の改正規定 公布の日

（2） 第 14 条第 11 項第 4 号及び第 14 項並びに附則第 12 項の改正規定並びに次項の規定 令和 7 年 4 月 1 日
（経過措置）

- 2 この条例による改正後の珠洲市職員退職手当条例第 14 条第 11 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した珠洲市職員退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規

定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であつて前項第2号に定める日(以下この項において「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

提案理由 雇用保険法等の一部を改正する法律の公布等に伴い、所要となる規定を改正するもの。